



平成 30 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 西 島 修
(コード番号：1711 東証二部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 田 中 圭
電 話 番 号 0 3 — 6 8 2 1 — 0 0 0 4

特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、本日付で株式会社東京証券取引所より「特設注意市場銘柄」に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「株式会社省電舎ホールディングス（以下「同社」という）は、2018年7月11日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年8月10日に2014年3月期から2018年3月期第3四半期までの決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、架空売上上の計上や、案件間の工事原価の付替え及び工事進行基準を適用した案件における工事原価総額の過小見積りによる売上及び利益の前倒し計上等の不正な会計処理等が継続的に行われていたことが明らかになりました。

同社は、2015年3月期にライツ・オファリングや第三者割当増資による資金調達を企図していたところ、当該ライツ・オファリングにより割り当てられた新株予約権の権利行使期間内に、営業利益等の赤字を黒字と偽る2014年3月期決算短信を開示しました。さらに、2016年3月期の営業利益等の赤字を黒字と偽ることにより、当該期以降の決算短信等において必要であった継続企業の前提に関する注記の記載を行いませんでした。なお、同社株式は、2016年3月1日から同年11月1日まで時価総額に係る上場廃止基準の猶予期間内にありました。

同社は、訂正期間内に、本件以外の適時開示に関して上場規則違反を当取引所から指摘されていたにもかかわらず、本件では新たに以下の事情が認められました。

- ・ 同社の代表取締役経験者を含む複数の取締役が不正会計等に主体的に関与し、内部統制を無効化していたこと
- ・ 同社の取締役管理本部長が同社子会社の営業や顧客交渉を担当している等、役員間の牽制が機能する体制となっていなかったこと
- ・ 内部監査部門による業務監査が行われておらず、監査役監査も実効的なものとなっていなかったこと
- ・ 同社及び同社子会社の全般統制及び業務処理統制に多数の不備が認められること



一方、同社は、不正会計等に関与した取締役の刷新等を行ったものの、内部管理体制等について未だ不備があり、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。」

2. 特設注意市場銘柄指定日

2018年9月1日（土）

3. 特設注意市場銘柄指定期間

2018年9月1日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。

なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金1,440万円の支払いを求められました。この理由につきましては、株式会社東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「また、当時の取締役らが不正会計等を主導し、新株予約権の権利行使期間内及び時価総額に係る上場廃止基準の猶予期間内に虚偽の決算情報を公表したことは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。」

5. 今後の対応

株主、投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、内部管理体制を早急に整え、指定解除を受けられるよう全社一丸となって、最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めて参る所存でございますので、引き続き、ご支援を賜わりますようお願い申し上げます。尚、当社は現在、再発防止策を鋭意検討しているところですが、上記のとおり特設注意市場銘柄に指定されたことも踏まえ、9月中旬を目処に策定し、開示する予定です。

以上